

居宅サービス事業者 重要事項説明書 (介護保険)

mal 訪問看護ステーション

1. 基本方針

要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限り住み慣れた家で、その方の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、又、心身の機能の維持回復ができるようサービスを提供致します

2. 居宅サービス事業者の概要

名称 : mal 訪問看護ステーション

所在地 : 長野市大字柳原 1983-2 1階北号室

電話 : 026-217-4660

サービスを提供する地域 : 長野市(戸隠、鬼無里、篠ノ井、松代、信州新町、大岡、信更、中条、七二会を除く)、須坂市(仁礼、米子を除く)、小布施町、中野市(柳沢、田上、岩井を除く)、飯綱町

(※上記以外の地域の方は、別途交通費をいただきますが、ご希望の方はご相談ください)

3. 職員体制

管理者 - 保健師若しくは看護師 1名(看護職員と兼務)

スタッフ - 看護職員 : 保健師、看護師 3名

その他の職員 作業療法士 1名、理学療法士 1名

4. 営業日・営業時間

営業日 : 月曜日～金曜日

営業時間 : 8:30 ~ 17:00

ただし、24時間対応体制をとっており、営業時間外の連絡は当番が携帯電話にて対応を行う

5. 利用料(1割負担の場合の金額)

1) 基本料金

1回につき

①所要時間 20分未満 314単位

②所要時間 30分未満 471単位

③所要時間 60分未満 823単位

④所要時間 60分以上90分未満 1,128単位

⑤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(1回20分以上)294単位(6回/週まで)

2) 緊急時訪問看護(24時間対応体制)による加算(I) 1ヶ月600単位

3) 特別管理による加算

(1) 特別な管理を必要とする場合(I)(1ヶ月500単位)

留置カテーテル、気管カニューレを使用している利用者若しくは、在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

(2) 特別な管理を必要とする場合(II)(1ヶ月250単位)

①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指

導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管

理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己

疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

②人工肛門または人工膀胱を設置している状態。

③真皮を超える床ずれの状態

④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められている状態。

4) 専門管理加算 1か月に1回 250単位

緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護に関する計画的な管理を行った場合

5) 初回加算(新規利用者) 初回訪問時 (I) 350単位 (II) 300単位

6) 早朝・夜間加算(6:00~8:00、18:00~22:00) 所要時間料金の25%増

深夜加算(22:00~6:00) 所用時間料金の50%増

7) 長時間訪問看護加算 1回につき 300単位

特別管理加算算定利用者に、1時間半を超える訪問を行った場合

8) 複数名訪問加算

(1) 同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合

1回につき 30分未満 254単位

30分以上 402単位

(2) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合

1回につき 30分未満 201単位

30分以上 317単位

9) 退院時共同指導加算

退院にあたり病院等の職員と共同して療養上必要な指導をした場合

1回につき 600単位(特別管理の状態は2回まで)

10) ターミナルケアによる加算

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

該当月 2,500単位

11) 利用料金:介護保険負担割合証の割合に沿った料金となる。

12) その他 保険対象外の料金

(1) 死後の処置料(消費税込み)

昼間	8:00~17:59	10,000円
朝・夜	6:00~7:59 18:00~21:59	12,500円
深夜	22:00~5:59	15,000円

(2) 自費による訪問について

別途、説明契約します

(3) キャンセル料金

連絡があった場合	予定訪問時間の1時間以上前	キャンセル料金なし
	予定訪問時間の1時間未満	予定訪問単位数料金相当
連絡がなかった場合	月の1回目	1,000円
	月の2回目以降	それぞれ1,500円

6. 対象者

介護保険の要介護認定において、要介護状態となり訪問看護が必要である方

7. サービス内容

- 1) 医療相談・医療処置
- 2) からだの清潔・排尿や便のお世話・床ずれの予防や手当等、リハビリテーション
- 3) 居宅介護支援事業者その他保険・医療・福祉サービスとの連絡・調整

8. 介護保険サービス第三者評価

未受審です

9. 緊急時における対応方法

看護師等は、訪問看護の提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合、必要に応じて臨時応急の処置を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の措置を行う

10. 申し込み方法

介護保険の要介護認定後、指定居宅介護支援事業者とご相談ください

11. 相談窓口・苦情対応

サービスに関するご相談・苦情を承ります

電話番号： 026-217-4660

対応者名： 須野原 祐一

また、各市町村（保険者）にも相談・苦情窓口が設けられております

- ・当事業所以外の苦情申し立て先

長野市保健福祉部介護保険課 : 電話 026-224-7871

12. 事故発生時の対応

事故発生時は、家族、主治医、介護支援専門員、行政等に連絡を取り迅速な対応を行う。また事故報告書を作成し、再発防止に努める。

令和 年 月 日

居宅サービス事業者について重要な事項を説明しました

事業者 所在地 長野市大字柳原 1983-2 1階北号室

事業者名 mal 訪問看護ステーション

説明者 氏名

居宅サービス事業者についての重要な事項の説明をうけました

利用者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

(利用者との関係：)